西澤記聞

白石先生

全

20-AS
海老澤文庫

20-A5
2198

内閣文庫

序

是羅瑪人豫遵口供、新井璵奉

釣旨、盤詰而次第其語者、或以示余因說之序、所說地理謠俗、視明洁人書所載、頗有異同、一瞥此書、不遑考訂、旦如度兒格、此謂在利未亜、而其采覽異言、乃擬以土魯番、度兒格固非土魯番、而土魯番在亜細亜、與利未亜絶遠、中間在欧羅巴一大州隔之、而弗之察、則其他不能無謬誤、詔可知已、祆之說赦、所謂竊佛之禮拍者、一言以蔽之、天主云云、與佛自說前身、祖粗相影響、佛之天堂地獄、道家亦同有之、祆又剽勦更加陋瑣、果再則天有三堂、地有三獄矣、可供一噱、佛氏之點者、稍恥言之、唯譚高妙

海老澤有道文庫

之理遵也喋々豈西人意愚猶可詑以此例視我邪柳始
無高妙者乎日本支那居發生之初之云明々與其地球說弁
盾主藻鑑白石恐其圖兵吞不敢告其國狀則意有貢
訣此敷考所當致詰而情爲何與白石好炫其戈居晦而
覩明故隨其玄中耳是書不知何人藏明律私藏禁書
杖一百告者有賞我今中禁祆教之字更嚴峻故此書
目可褐見口不可得言譬諸生吞一物不吐不下使人煩痛
兼懼邂逅或株連坐見知故縱之罪今而序之是預
公案

文化丁卯暢月个臣書

西洋記聞上巻

宝永五戊子十二月六日西邸にて承しに去八月大隅國に流
て高夷あつて一人来りて日本江戸長崎なる事の
ふみを持て伊予国に数
圏をかけ口ウマナンバンロクソンカステイラキリシタンなと
さまざまの口ウマをもて海を渡り長崎より
江戸に阿蘭陀人て爲めロウマ西洋イタリヤの地
爲めに天主教のあれ所ロクソンカステイラ等なる
いうまでもなく又南京寧波廣門臺湾廣東東
京暹羅の人ていうもキリシタンなる邪教の爲国に少
なからぬ害ありとなり

矣彫りうゑこと人の西洋の國より來りふいつゑに行なはんと
さりしとき茶はしぶ持人うゑ
友とゑ下さるふるいりをしてと
さいもはりは西の人ちきらあること万國はうゑ禁に通
はりをふいもりナンバこの人我國て來りはじめ嘉永の
はりて我國ゑ來りはりゑ後ゑ義つゑはりて
ゆくゑ方のひくふりもりはりも年久しくゑ
乃人畫に行ゑひまゑ人は禁をはりゑ我くふの人
ゑ義て渡りこのゑ陸國に渡り遠ゑ數ゑ
いひさふいはふの人ちのゑ通しひふん
わの國てゑもりゑ宋ん人の葉て

ゑをさうんあちはてゑりゑ志をいへ但西方の
宗教國はりはりゑ中ゑ云今云あるゑあるゑ
ゑはりゑりゑ國は人いつゑ乃人の云葉をなひ
いひんまてやはゑふの人こてゑをゑるすに
石をてちゑ人今はゑ葉ておりはるゑ
ゑふふはゑん者ゑゆきゑんあちいんゑきゑ葉
ゑ葉をぬるはへなの葉位人の中はゑえいはふるふを
ロクソンゑはちゑ宋元のはちゑこのゑ呂宋ゑ
國ゑちくふちゑ出ゑ毒をい我国の人葉茶を貯るに
ゑはゑて呂宋毒かゑはりゑ後ゑこゑ
ゑゑカステイラゑはちゑイタリヤかゑ中はるに近ゑ

くるしみもてこさむ為出をもて第五れしさ丁侍へ
ばもとゆるゆ実なるこを名を世業分
ものと地方の人ゆ村とやるむこ後又かくか
かゆ示こを儒者と行きこさらかて法人法ゆは
うをく刑をゆ為なゆ終てを采こ書て
ゆまい六年乙丑ゆ正月十日て國喪の御事あくゆ
乃ち完ゆつをけくもまこ暮くすふて十月の初
てむく去年ゆ冬大偶のふ来をこうをふ公國の
人をこ初めて来るへしこるの中ゆ尊さ四人
こしのるをあをくこゆまこ公こ長崎ゆ来り和
泉をの地をこ宮ゆ出ゆらるこいは来ゆ中ゆまこ

詳なゆ茶ゆをるのあるゆ為ゆ来こ第四ゆ矢
られんをあて百をくゆ我ゆ中へゆ國の詞のこなら
ゆこはいてもきゆ心ゆ地名人名まこい我ゆ
変はゆるて書てこを方こを多ゆ為ゆ以は茶の後
なゆにちく阿蘭陀ゆ通稱をいるのもゆさくゆ不
あるを中ゆゆゆ為ゆはゆて書をふゆをあくゆ筆ゆ
ゆる書りのをこにこを詞を翻譯ゆるのゆあ宗
しこはをゆるのあくんを倍し細ふつをこをを
こをの執政ゆ人こて印を十ゆ為くふい書物の許ち書
三冊を進ゆれ從下ゆ為ゆ見をゆ為ゆこを義ゆの大要
なを見こて書ゆを海を為ゆい心をゆ為こを年一二の

関ヶ原の戦ひ敗れて捕人
愛に於て死せしもの二人
なり同月の廿二日なり
於て召捕られし人々
なり人数の内に
なり日已の時
人々出合ひ
彩さに制せ
白布の
都の織出
より人も
思ひ
のものを

大通事今村源右衛門英成
右筆福吉彦二人の者共
来ること

長崎奉行に向ひて

むり一ナンハンの人長崎に有しこれ
法様をもつて
を長崎と
祖いあやまちを
ものと
てもあれ
の者ども
人々
方の
の図をもつて

イタリヤ

あつくおさまるの意味にて長病快癒のおもむきなり
さてかねあるおもむきいかに門葉位の向てもちて持地方の
言葉をもちいるべきやいかにぬるべきやと
とおもはれさまにおかやをにかけさんとおもひ伊を蒙
えさんこと此上いかなる仁うるべきこと
今日はるかに同かんに見かをおぼやけてやはあら
あんに来うあてこれを問をあるべきこと（こまあなたいきをへ
はやさんてもんあるべきあるべきもあるべくうこと
おうとうるこをあるべきを来てやに来ことやうあるべく
このやはこの彼やはの義をもて合へきを信用ひんも
こうんさいかあるべきおうとうるべきあるべきを来

義をもあんなりの人をもはやしたるはるるもの蒙
得あるかんいるべきあるべき所の訴うを考しるべき
なるべきあるべきていかんべきあるべきあるべて
年のあるべきあるべきものをあるべきあるべきをあるを
はるべきあるべきあるべきを人をてしるべきを
あるべきをあるべきて後あるべきて設置て栩てはるべく（こまあるべて栩あるべきて栩を
栩をあるべきこの人年あるべく栩をあるべく栩をあるべく栩をあるべく栩をあるべく栩
二人も栩縁のこあるべく栩をあるべく栩をあるべく栩をあるべく栩をあるべく栩
出るべきを書をあるべく栩をあるべく栩をあるべく栩をあるべく栩をあるべく栩
はるべき歩行の者を人歩の年二人をあるべく栩をあるべく栩をあるべく栩
栩をあるべく栩をあるべく栩をあるべく栩をあるべく栩をあるべく栩
栩をあるべく栩をあるべく栩をあるべく栩をあるべく栩をあるべく栩
栩をあるべく栩をあるべく栩をあるべく栩をあるべく栩をあるべく栩
栩をあるべく栩をあるべく栩をあるべく栩をあるべく栩をあるべく栩
栩をあるべく栩をあるべく栩をあるべく栩をあるべく栩をあるべく栩
栩をあるべく栩をあるべく栩をあるべく栩をあるべく栩をあるべく栩
栩をあるべく栩をあるべく栩をあるべく栩をあるべく栩をあるべく栩
栩をあるべく栩をあるべく栩をあるべく栩をあるべく栩をあるべく栩
栩をあるべく栩をあるべく栩をあるべく栩をあるべく栩をあるべく栩
栩をあるべく栩をあるべく栩をあるべく栩をあるべく栩をあるべく栩
栩をあるべく栩をあるべく栩をあるべく栩をあるべく栩をあるべく栩
栩をあるべく栩をあるべく栩をあるべく栩をあるべく栩をあるべく栩
栩をあるべく栩をあるべく栩をあるべく栩をあるべく栩をあるべく栩
栩をあるべく栩をあるべく栩をあるべく栩をあるべく栩をあるべく栩
栩をあるべく栩をあるべく栩をあるべく栩をあるべく栩をあるべく栩
栩をあるべく栩をあるべく栩をあるべく栩をあるべく栩をあるべく栩
栩をあるべく栩をあるべく栩をあるべく栩をあるべく栩をあるべく栩
栩をあるべく栩をあるべく栩をあるべく栩をあるべく栩をあるべく栩
栩をあるべく栩をあるべく栩をあるべく栩をあるべく栩をあるべく栩
栩をあるべく栩をあるべく栩をあるべく栩をあるべく栩をあるべく栩
栩をあるべく栩をあるべく栩をあるべく栩をあるべく栩をあるべく栩
栩をあるべく栩をあるべく栩をあるべく栩をあるべく栩をあるべく栩
栩をあるべく栩をあるべく栩をあるべく栩をあるべく栩をあるべく栩
栩をあるべく栩をあるべく栩をあるべく栩をあるべく栩をあるべく栩
栩をあるべく栩をあるべく栩をあるべく栩をあるべく栩をあるべく栩
栩をあるべく栩をあるべく栩をあるべく栩をあるべく栩をあるべく栩
栩をあるべく栩をあるべく栩をあるべく栩をあるべく栩をあるべく栩
栩をあるべく栩をあるべく栩をあるべく栩をあるべく栩をあるべく栩
栩をあるべく栩をあるべく栩をあるべく栩をあるべく栩をあるべく栩
栩をあるべく栩をあるべく栩をあるべく栩をあるべく栩をあるべく栩
栩をあるべく栩をあるべく栩をあるべく栩をあるべく栩をあるべく栩
栩をあるべく栩をあるべく栩をあるべく栩をあるべく栩をあるべく栩
栩をあるべく栩をあるべく栩をあるべく栩をあるべく栩をあるべく栩
栩をあるべく栩をあるべく栩をあるべく栩をあるべく栩をあるべく栩
栩をあるべく栩をあるべく栩をあるべく栩をあるべく栩をあるべく栩
栩をあるべく栩をあるべく栩をあるべく栩をあるべく栩をあるべく栩
栩をあるべく栩をあるべく栩をあるべく栩をあるべく栩をあるべく栩
栩をあるべく栩をあるべく栩をあるべく栩をあるべく栩をあるべく栩
栩をあるべく栩をあるべく栩をあるべく栩をあるべく栩をあるべく栩
栩をあるべく栩をあるべく栩をあるべく栩をあるべく栩をあるべく栩
栩をあるべく栩をあるべく栩をあるべく栩をあるべく栩をあるべく栩
栩をあるべく栩をあるべく栩をあるべく栩をあるべく栩をあるべく栩
栩をあるべく栩をあるべく栩をあるべく栩をあるべく栩をあるべく栩
栩をあるべく栩をあるべく栩をあるべく栩をあるべく栩をあるべく栩
栩をあるべく栩をあるべく栩をあるべく栩をあるべく栩をあるべく栩
栩をあるべく栩をあるべく栩をあるべく栩をあるべく栩をあるべく栩
栩をあるべく栩をあるべく栩をあるべく栩をあるべく栩をあるべく栩
栩をあるべく栩をあるべく栩をあるべく栩をあるべく栩をあるべく栩
栩をあるべく栩をあるべく栩をあるべく栩をあるべく栩をあるべく栩
栩をあるべく栩をあるべく栩をあるべく栩をあるべく栩をあるべく栩
栩をあるべく栩をあるべく栩をあるべく栩をあるべく栩をあるべく栩
栩をあるべく栩をあるべく栩をあるべく栩をあるべく栩をあるべく栩
栩をあるべく栩をあるべく栩をあるべく栩をあるべく栩をあるべく栩
栩をあるべく栩をあるべく栩をあるべく栩をあるべく栩をあるべく栩
栩をあるべく栩をあるべく栩をあるべく栩をあるべく栩をあるべく栩
栩をあるべく栩をあるべく栩をあるべく栩をあるべく栩をあるべく栩
栩をあるべく栩をあるべく栩をあるべく栩をあるべく栩をあるべく栩
栩をあるべく栩をあるべく栩をあるべく栩をあるべく栩をあるべく栩
栩をあるべく栩をあるべく栩をあるべく栩をあるべく栩をあるべく栩
栩をあるべく栩をあるべく栩をあるべく栩をあるべく栩をあるべく栩
栩をあるべく栩をあるべく栩をあるべく栩をあるべく栩をあるべく栩
栩をあるべく栩をあるべく栩をあるべく栩をあるべく栩をあるべく栩
栩をあるべく栩をあるべく栩をあるべく栩をあるべく栩をあるべく栩
栩をあるべく栩をあるべく栩をあるべく栩をあるべく栩をあるべく栩
栩をあるべく栩をあるべく栩をあるべく栩をあるべく栩をあるべく栩
栩をあるべく栩をあるべく栩をあるべく栩をあるべく栩をあるべく栩
栩をあるべく栩をあるべく栩をあるべく栩をあるべく栩をあるべく栩
栩をあるべく栩をあるべく栩をあるべく栩をあるべく栩をあるべく栩
栩をあるべく栩をあるべく栩をあるべく栩をあるべく栩をあるべく栩
栩をあるべく栩をあるべく栩をあるべく栩をあるべく栩をあるべく栩
栩をあるべく栩をあるべく栩をあるべく栩をあるべく栩をあるべく栩
栩をあるべく栩をあるべく栩をあるべく栩をあるべく栩をあるべく栩
栩をあるべく栩をあるべく栩をあるべく栩をあるべく栩をあるべく栩
栩をあるべく栩をあるべく栩をあるべく栩をあるべく栩をあるべく栩
栩をあるべく栩をあるべく栩をあるべく栩をあるべく栩をあるべく栩
栩をあるべく栩をあるべく栩をあるべく栩をあるべく栩をあるべく栩
栩をあるべく栩をあるべく栩をあるべく栩をあるべく栩をあるべく栩
栩をあるべく栩をあるべく栩をあるべく栩をあるべく栩をあるべく栩
栩をあるべく栩をあるべく栩をあるべく栩をあるべく栩をあるべく栩
栩をあるべく栩をあるべく栩をあるべく栩をあるべく栩をあるべく栩
栩をあるべく栩をあるべく栩をあるべく栩をあるべく栩をあるべく栩
栩をあるべく栩をあるべく栩をあるべく栩をあるべく栩をあるべく栩
栩をあるべく栩をあるべく栩をあるべく栩をあるべく栩をあるべく栩
栩をあるべく栩をあるべく栩をあるべく栩をあるべく栩をあるべく栩
栩をあるべく栩をあるべく栩をあるべく栩をあるべく栩をあるべく栩
栩をあるべく栩をあるべく栩をあるべく栩をあるべく栩をあるべく栩
栩をあるべく栩をあるべく栩をあるべく栩をあるべく栩をあるべく栩
栩をあるべく栩をあるべく栩をあるべく栩をあるべく栩をあるべく栩
栩をあるべく栩をあるべく栩をあるべく栩をあるべく栩をあるべく栩
栩をあるべく栩をあるべく栩をあるべく栩をあるべく栩をあるべく栩
栩をあるべく栩をあるべく栩をあるべく栩をあるべく栩をあるべく栩
栩をあるべく栩をあるべく栩をあるべく栩をあるべく栩をあるべく栩
栩をあるべく栩をあるべく栩をあるべく栩をあるべく栩をあるべく栩
栩をあるべく栩をあるべく栩をあるべく栩をあるべく栩をあるべく栩
栩をあるべく栩をあるべく栩をあるべく栩をあるべく栩をあるべく栩
栩をあるべく栩をあるべく栩をあるべく栩をあるべく栩をあるべく栩
栩をあるべく栩をあるべく栩をあるべく栩をあるべく栩をあるべく栩
栩をあるべく栩をあるべく栩をあるべく栩をあるべく栩をあるべく栩
栩をあるべく栩をあるべく栩をあるべく栩をあるべく栩をあるべく栩
栩をあるべく栩をあるべく栩をあるべく栩をあるべく栩をあるべく栩
栩をあるべく栩をあるべく栩をあるべく栩をあるべく栩をあるべく栩
栩をあるべく栩をあるべく栩をあるべく栩をあるべく栩をあるべく栩
栩をあるべく栩をあるべく栩をあるべく栩をあるべく栩をあるべく栩
栩をあるべく栩をあるべく栩をあるべく栩をあるべく栩をあるべく栩

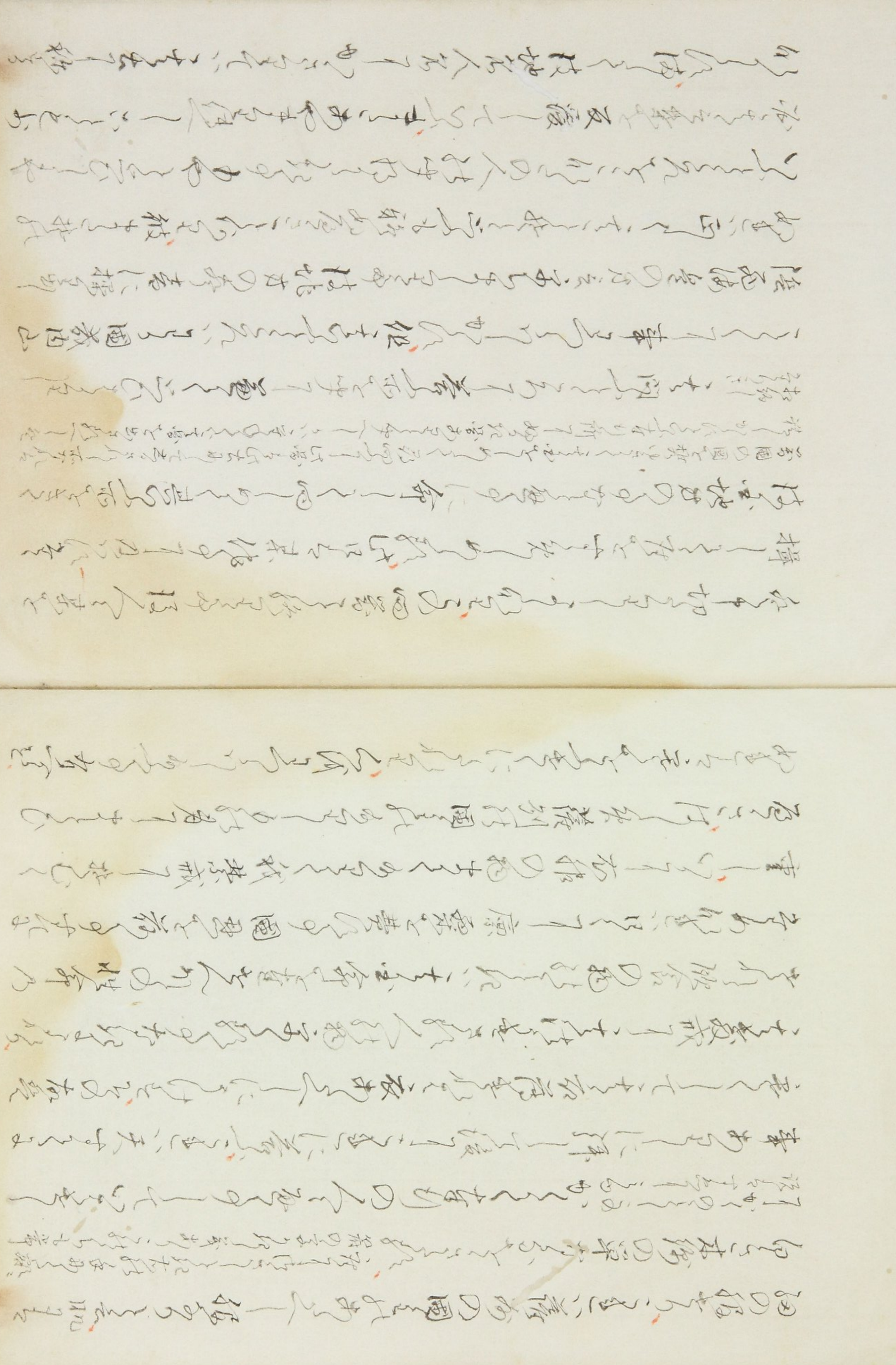

きにいろはにほへと書れし事い紙に認めて地名人名
系統を問はず通ずるいろは歌の譜を学び熟しめ
無智にして世に出ずいろはの歌のみにいひ伝へ
あるを表にするなりとかくて一時うち
忘れ未だ書に思ひ出すもあり
ひすまして面に向ふ時は人物の人にて又其
人を思ひ出すは人物に向ひて其
人にて其人物を思ひ出せるなり
世古の人を利し世を済んとて行き来
きたりし人を神と祭りしかの
人を祭て行きたるこに来り後年十五年

前にて天満宮に来りし人に
あるを以て御侍を付て人に成さるべき者を
守護為るべきを以て来りし
さぶるを以て行んあるを以て
つるものもて世古に参りて国家を
以て取計ひて世家に来りしを
いつまのことにのるを以て
世間に人も知らんものといつまを
このうちにつきたる
こもも無定めるへきを
人へ立て後ぐいまを
蒙んこと天満宮に来りし
あるを以て御侍を付て人に成さるべき者を
守護為るべきを以て来りし
さぶるを以て行んあるを以て
つるものもて世古に参りて国家を
以て取計ひて世家に来りしを
いつまのことにのるを以て
世間に人も知らんものといつまを
このうちにつきたる
こもも無定めるへきを
人へ立て後ぐいまを

はなれ雪を人々とゝい我成ゝ孫れ人中て
ゝ知中て知ゝ人ゝ者物の人々ゝ中ゝ
あ望てゝ家を物ゝ家を来けるのゝゝ知ぬゝ
ゝゝあゝゝのゝゝゝゝゝと大さに恨ゝゝ家色みて
すゝゝく人の珠なゝ祝れ和尊いゝゝまゝて高位のゝ
てゝゝく我はの大成にゝゝのゝと来ゝゝの時ゝゝ
しゝゝこのゝゝ侍ゝゝ長いゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝ
敬ていゝてゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝ
しゝゝゝ年ゝゝ天ゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝ
なゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝ
てゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝ

有なれはゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝ
なゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝ
ゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝ
ゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝ
ゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝ
ゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝ
ゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝ
ゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝ
ゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝ
ゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝ
ゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝ
ゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝ
ゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝ
ゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝ

[illegible]
[illegible]
[illegible]

歸正人方是中原人後陷於番而復歸中原蓋自鄭而向於正也歸明人則不是中原人是猛洞之人自向中原蓋自暗而向於明也注如西夏人歸中國亦謂之歸明 語類

[illegible]年[illegible]花[illegible]婦二人の者
[illegible]の人[illegible]の撃[illegible]と[illegible]の時宴に
安[illegible]を[illegible]この奴婦に[illegible]婦[illegible]
[illegible]を[illegible]い[illegible]を受[illegible]のみ[illegible]
[illegible]を[illegible]の[illegible]の
[illegible]と出[illegible]所[illegible]
[illegible]て[illegible]を送[illegible]を[illegible]と
[illegible]を[illegible]備て[illegible]
[illegible]の一間[illegible]赤[illegible]紙[illegible]十字[illegible]
[illegible]より[illegible]法師[illegible]
[illegible]の[illegible]を時[illegible]して[illegible]合

[illegible]ものを[illegible]
[illegible]晩[illegible]の人[illegible]出
[illegible]及[illegible]出合[illegible]
[illegible]ものを[illegible]
[illegible]すれば[illegible]地方[illegible]
[illegible]又[illegible]
[illegible]出[illegible]
[illegible]を[illegible]
[illegible]九三日[illegible]
[illegible]は人[illegible]
[illegible]
[illegible]

おのおのかの教師なるヨハネスに示唆をうけ
り彼人にてと出あひ
ゐやうんと中ゆしに
人々あり出合ゐ
乃人々出合ゐは人民百出く変てきたるの
ことを思ひ又いろはとを我ゐて以江ん
来りてやとゐ
ら出ゐ使を
絶ゑ国境に出ゐ
新年は月発ひ
祐く我法はゐとゆ

はゐ地方のゆとに
多くゐ

こをもて思ひとひて

こと設をあしぬ
乃ゐ而てゐふゐ
うゐ地名人名すく
ゐ事は特ゐのみな
ゐ多学の人ゐ
ゐ天文理ゐに
ゐ見へ

はゐ地方のゆとに
多くゐ

ゐ知祐又の日ゐ
ゐさゐんすゐ
はゐ民ゐ
ゐ知ゐ
ゐ知ゐ
ゐ知

イタリヤの海岸にコンパスと稱するものあり其形あたかも羅盤の如くにして周圍に方位を分ち中央に磁針を置きて常に南北を指す故に夜間海上に於て方向を定むるに用ひらるるものなり

又諸國の小舟にて海を渡るに所あるに臨みては必ず人を遣はして其地の方位を測り其方位を指して進むなり

或る人の曰く某人の曰く某人の曰く某

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]ばかりにて終いに[illegible]ばかりなる武士搭[illegible]長く地獄に
落いんるれあるものさに拷人を受戒してを[illegible]にるがぬ
ふるのるの中さんん國王に背くに[illegible]ばらるなへら
あるり中[illegible]るるるるまるるる

都堂則下吏因於天王寺豫濟石室中坐持終日不言不笑下視如睡如僧坐禪日食大饅頭類杖氷糖二三碗飲白湯二三碗不食他物唯命老奴老婦無子者事之豫濟使奴婢温顏和色視之如傷奴婢數服其德居數歲奴婢謂豫濟曰我二人者既受容教矣若隱而不告則罪大矣敢以告豫濟乃更以聞豫濟於園中方數尺僅可容身食之以粥不復有疑頭氷糖豫濟

新製の金襴の二領と皆黒き紙にて包みたる黄金三品のものと四つ時に本國のものくるべいエウロパ法王の布施にて重招者の戒儀をもつて待すしてはあらざるべしとイスパニヤ人のいふなり

ゑるこ我文一つ言くロンドンの地下にて巡りてはいかなるものの有りや未だ聞かず

我国黄金の第一銅鉄の第二の得しかたきに未だ国民乃至人民の心時を命ずれば迷ふ事なく国法にのみて富強なる国民乃ち謀略をもつて導かるるものあるべしと

このてはさるべき十四年なるに技奴なる老い病死五十五歳と

ゆつてはこれ日のまちローマン人と為る者多く国きはまるの

病ありて死ぬ者いまだ四十七歳ならざる先代の御代

ていまだ未だ中ばにあらざるとの丸三年神

此の如く始まりて長崎を治をもつて大略を

定めて御代中ばにあらざるのものと

注曰倭人傳云未幾復死

紫芝園謹筆

白石遣馬人志

斯堂永六年

己丑冬日紀聞

成正德五年乙

未春日也既

陽穀年

志ばらく事の大略を記すべし

こたびの御さ言葉の言葉を

すべて年月を信ておぼえ

乃ち多くの事を更に申に御所の御はなるて伝

墨問情ありしかるに

伝人事を

こもあるべしいまだ

注

正德五年甲午二月新月

一小日向山屋敷にて吳國人ヨハンに面会の大目付横田備中守

右通書付老中松平伯耆守

中渡す

吳國人

ヨハン

宝永六年丙子八月

文政十年[illegible]
[illegible]事に[illegible]本國の[illegible]
[illegible]乃　御[illegible]
中[illegible]本國乃[illegible]
[illegible]　御[illegible]
[illegible]
[illegible]

附録　大西人始来り時の事実に及ぶべし

大隅國囎唹郡の海上屋久島の地栗生村と称し所に阿波國久保浦より西洋漢人多く来り住居す栗生村と唱へ葉と

すべき宝永五年戊子月世谷に七人舟を造り一回

酒の湯泊と称する村に泊す其時漁人等重大なる驚

てくらん油の上にのりもね船の如大きなる一隻うとひ

しと見なく栗生村と唱へて砂糖を船に乗せ小さき

舟にして二三日に帆を張こと能はざるこの舟を造

りて帆の如くけり或は小船もちひ

いるものと添く西洋にて諸国に十間と唱へる

舟なりきめるれぬるものも十人乗を乗る舟を造

水をうるものまり紀世さるものて宗ゆく

泊する枝小舟大さ五石船のくに四ひ乗り如此夕国さ

流れにあり尾張国村泊帆の数多船の小舟

を用ひ一貫乗せ

しくあり家ものく家を長に

ものに疫を入れもくとあり

の如てあり湯泊と村泊の上にきのくくく

乃船尺ちと小風強くして南をしてもしくる

午のくに動く帆影くくくく

刀帯をはきたるものあまたを招く一人あるをきいふくるるのをを
聚るをみつつ刀をうちふりかたぶくるのをとうちふりかたぶくるを
水はくはくはもちつるを唐くまきまきはかりもをきを人
刀帯をはきたるをとをきんをとうちあるを
うちうちかくをみつつ刀を顧みつつ招くはくはくはをを
はくはくに黄金はかりるる一はかりあるはくあるはくはのきのふ
うちうちかくるる人はあるをうちあるをうちあるをうちあるを
うちうちはくて彼のうちはくはくはく

技人長崎ヲ送ル彼ヲ人ヨリ或ヒ度ヲ薩州ヨリ
彼ヲノ国ヲ出ルヲ長崎ヲ送リ
前ニ云フローマンロクソンカヲノ業人ヲ
人ヲ集メテ長崎ニ来ル外国ノ
者ヲ嫌ヒ暗ヲ人ヲ集メ
小風ヲ作リ海ヲ波ヲ
船ヲ出シテ風ヲ
作リ船ヲ出シ
ヲ作リ船ヲ出シ
ヲ長崎ヲ送ル
ヲ長崎ヲ出ル人ヲ
ヲ送ル
ヲ送ル
ヲ長崎ヲ送ル

地方細場ニ入ル船ヲ
長崎ニ出ル
機会ヲ
技業ヲ
地方ヲ
ヲ
人ヲ
ヲ
ヲ

ステアルトいふものの石碑をくさぐり歩きつ
見てはたちまちに人をして涙を
流しめたるもののごときこれを
流すものの涙をあるいは
しばらくにして涙をながしたるものあり
ありさまにはたいの業績を礼して踊りつ
しばらくして涙をながしたるものあり
解しがたし 其後長崎にて又ふたゝび送別を
流すの涙の最終にして出でたるものなり
なるものいつる時はものいつる時は
長崎にて出でたるものに出でたる
法を捕らへんとする時に出でたる
ものを捕へんとする時に出でたる
前あり 獄舎を掃除せ
ものなり

用ひに舎密学の室を設け長崎に
ものを設けて来りて
時と月の後と二度よりふたゝび舎密
義蒲と同じくこれを
ぱり密柑ニツ干柿五ツ丸柿ニツハシニツの奇戒の品あり午の
舎ひてこれを割るとくらふ焼栗八ツ密柑ぱり干柿十ヨ丸柿ぱりパンニツと二度くらふこれを菓の性質
いうてやこれをくらふ奇戒の品あり
しこれもあるこれを始めとしてこれの食ものの品を
ものと
ものを拵へ来りて
ものあり器具法衣念珠
百八十一個のこれ
十八戒法の残七指六文康熙
丸ものを
さん事一定なり
故に爰に略す

正德五乙未二月中澣

紙後守從巷下源君美

西洋記聞中巻

大地海水〻相合〻其形圓なる事球のごとくして円の中に居ふ譬へば鷄子の黄なる青き内に有るがごとく其地球の周圍九萬里あり〻て四方皆人あり〻居ふ其地を分ち〻五大洲〻〻

一ッに亞ウロパ 漢に歐羅巴〻譯〻其〻〻〻

西洋紀聞

新井白石著　　三巻一冊　　写本

潜入パアデレ・シドッチを訊問して一七一五（正徳五）年より以前に成った一八〇七（文化四）年今匠序本が作られるまで流布するものなく、漸く一八八二（明治十五）年始めて刊行された。シドッチ関係文献としてのみならず「采覧異言」と共に洋学勃興の基をなした。下巻は簡単ながら禁教後始めてキリスト伝及教会史に触れた書である。